『受託者の善管注意義務・忠実義務の再構成』概要

橋谷 聡一

1、本論文の目的

信託には、民法上の財産管理制度では実現不可能な財産管理機能、転換機能、そして、 倒産隔離機能があり、今日、民事・商事を問わず、様々な分野で信託が用いられている。

もっともこれらの機能は、本来、有効な信託において認められるべきものであるところ、 民法上の財産管理制度における財産管理権者と異なり、信託の受託者は、委託者から信託 財産の管理権・処分権のみならず名義をも得、受益者のためにその管理・処分を行う。す なわち、信託においては、実質的に他人の財産である信託財産を財産管理権者である受託 者があたかも自らの財産であるかの様な外観を有しつつ、管理・処分する点において、手 段が目的を超過した財産管理制度となる。それゆえに、その効果としての機能が生じる前 提として、どの様な義務を課された受託者による信託なら有効とできるか、つまり、実質 的に他人の財産として管理されていると評価できるかという問題がその制度の本質として 内在する。

ところで、受託者の義務のなかでも、受託者の善管注意義務並びに利益相反行為の制限 及び競合行為の制限(以下、「利益相反行為の制限等」とする)を含む忠実義務は、「車の 両輪」と称される重要な義務である。これらの義務の性質及び内容は、平成 18 年の改正以 前の信託法(以下、「旧信託法」とする)では、必ずしも明確とはされていなかったが、現 在の信託法においては、その規定の充実と柔軟化が図られている。

そこで、本研究では、信託の有効性を考えるにあたり、単に形式的に法律要件を充足するのみでは十分でなく、実質が伴わなくてはならないという「信託の実質」を重視する学説からの着想に基づき、受託者に課されるこれらの義務の内容及び趣旨を検討するとともに、その性質について、イギリス及びアメリカにおける信託(法)の理解を踏まえながら、解釈を通じ明らかとし、その評価を行うことを目的とする。

2、本論文の構成

第 1 章では、我が国における信託法制史及びその改正の概要を述べ、旧信託法」が主に イギリスの信託(法)を継受したこと、信託法がアメリカの「統一信託法典」を参考に改 正されたこを述べ、これらの法制との比較を通じた検討が必要であることを指摘した。そ して、受託者の善管注意義務、忠実義務等に係る規定、義務違反の効果について整理した 後、同法における受託者の権限及び義務と他の民法上の財産管理制度における財産管理権 者の権限及び義務とを比較し、信託の財産管理制度としての性質及び受託者の権限との均衡という観点から、受託者の義務について検討する必要があるとした。その上で、信託の機能、資産流動化における信託の利用状況、そこで問題とされることが多い受動信託の議論を整理し、信託において、受託者への財産権の移転に対応した受託者の義務等を重視する「信託の実質」という観点から、これらを検討する必要性を説いた。

第2章では、受託者の善管注意義務について検討した。ここでは、まず、旧信託法20条 が定める同義務の内容及び趣旨等について、学説並びに民法 644 条の委任における受任者 の善管注意義務との比較等を踏まえ整理した。同義務の性質については、その文理及び立 法過程から直ちに明らかとすることはできないが、学説は、一般に任意規定と解している。 そして、かつての担保付社債信託法 68 条 2 項における受託会社の善管注意義務の文理との 比較という形式的理由と信託行為は、支配的形態として信託契約によるものであるとする ことができ、これを、民法上の財産管理制度における財産管理権者と共通の義務と考える べきであるという実質的理由から、同法の立案担当者は信託の特に重要な義務の一つと位 置付けていることに留意すべきことを指摘しつつも、これを任意規定と解した。次いで、 信託法 29条2項における受託者の善管注意義務の内容及び趣旨についても、その内容及び 趣旨等について、立案担当者の見解及び学説を踏まえ整理した。このうち同義務の性質に ついては、同項但書から任意規定であることは明らかであることから、特に任意規定化の 限界について、法制審議会信託法部会、国会における審議を詳細に検討した。さらにこの 点については、学説についても検討を加え、同義務は、当初から私的自治を理由に任意規 定として提案されており、同義務を課さないこと等はできないこと、一般的に「自己の財 産に対するのと同一の注意義務」とすることが可能との解釈がなされる一方、これに対す る反対説として、個別具体的な信託事務処理について、その程度の軽減・加重が認められ るとする理解が有力に主張されており、既に立法過程における理解と学説のかい離が生じ ていることを指摘した。また、信託業法についても、平成 16 年の改正及び信託法制定に伴 う改正の経緯を詳細に渡り検討し、かつての信託業法では規定されていなかった信託会社 の善管注意義務が、現在の信託業法では当事者の情報量・交渉力格差を理由として、強行 規定とされていることを明らかとした。

第三章では、イギリス及びアメリカの信託(法)における受託者の注意義務について検 討した。前者においては、コモン・ロー及び 2000 年受託者法について検討し、注意義務の 程度は、我が国と同様、客観的注意義務だが、受託者の有償・無償、専門性の程度により 異なる水準が設けられていることを指摘した。さらに、2000 年受託者法において同義務は、 明文上、任意規定として位置づけられていることから、その立法経緯についても詳細な検 討を行い、その意義を明らかとするとともに、判例において争点となった受託者免責条項 についての最新の議論について整理した。また、後者においては、統一信託法典の検討を 通じ、注意義務の程度が客観的注意義務とされており、これが任意規定として位置づけら れていることを述べた。

第四章では、忠実義務及び利益相反行為の制限等について検討した。旧信託法において これらの義務を規定し、あるいは関連する規定と考えられる同法 9 条及び同法 22 条 1 項等 の内容及び趣旨を確認し、学説を検討した。その上で、同項は、ほぼ異論無く利益相反行 為の制限にかかる規定と解されるが、同法 9 条の趣旨については、学説上の対立があった が、その文理及び他の規定との平仄、先行研究の分析から、同条は受託者の単独受益者兼 併の禁止に加え、売渡抵当、そして、譲渡担保が同法上の信託ではないことを明らかにす ること、他の規定とともに同法 1 条を補完し信託を定義することにあると解するとした。 更に、利益相反行為の制限にかかる規定であることが明らかな同法 22 条1項の性質につい て、同項但書の反対解釈から、強行規定であることを述べた。また、学説が述べる受託者 の一般的な忠実義務について、まず、その内容について学説を整理し、その明文上の根拠 を同項に求め、これを強行的な性質を有する義務とした。信託法についても、忠実義務の 一般規定を定める同法 30 条、利益相反行為の制限等を定める同法 31 条及び同法 32 条等の 内容及び趣旨を確認し、立案担当者等は、同法 30 条を任意規定と解していること、同法 31 条及び同法 32 条は、明文上、任意規定であることを述べた。その上で、法制審議会同信託 法部会、国会における審議を詳細に検討し、特に前者においては、同法 30 条の忠実との文 言を実質的に判断される概念とし、忠実義務の一般規定を任意規定と解する一定のコンセ ンサスが形成されていたが、文理上の明確化が不十分であり、同条を強行規定と解する学 説との間において乖離が生じていることを指摘した。ほか、本研究では、同法 31 条 2 項但 書及び同法 32 条 2 項但書についての問題点並びに同法 31 条 2 項 2 号及び同項 4 号につい ての解釈上の課題を指摘した。また、信託業法についても、平成 16 年の改正及び信託法制 定に伴う改正の経緯を詳細に検討し、信託会社の忠実義務及び信託財産に係る行為準則が 強行規定として位置付けられていることを述べた。

第五章では、イギリス及びアメリカの信託(法)における受託者の忠実義務について検 討した。特に、前者については、同義務がどのように説明されているかを学説及び判例か ら検討し、「利益相反の禁止」と「利益取得の禁止」を根幹として、どの様なケースがその 例外とされているかとの点に加え、受益権の取引が同義務の対象とされていること、後者 については、統一信託法典の検討を通じ、同義務の射程を整理し、我が国との異同を明ら かとするとともに、この義務が任意規定とされていることを述べた。

第六章では、受託者の注意義務及び忠実義務、利益相反行為の制限等について課題と海 外法域との比較を通じた立法論の提示を行なった。このうち、受託者の善管注意義務につ いて、旧信託法 20 条につき、解釈上、任意規定として位置づけられていたと解すべきこと を述べ、明文を以って任意規定と位置付けられた現在の信託法における善管注意義務(同 法 29 条 2 項)についても、その軽減の限界は信託目的に拘束されるべきこと及び同義務の 性質から包括的な軽減を行うことはできないと解すべきこととした。さらに、同義務につ いては、特に民事信託における当事者の情報量・交渉力格差に着目し、イギリスにおける 受託者免責条項の運用を参考にルール策定が求められるとした。また、忠実義務、利益相 反行為の制限については、旧信託法9条及び同法22条1項本文の内容及び趣旨を述べた上 で、特にこれらに関する規定と考えられる同項本文について、文理上、その性質が強行規 定と解されること、学説上展開された一般的な忠実義務についても、同様に考えるべきこ とを述べた。その上で、現在の信託法における受託者の忠実義務(同法30条)及び利益相 反行為の制限等(同法 31 条及び同法 32 条)について、相互の関係を検討し、前者は強行 規定と考える必要があることを述べた。さらに、これらの規定については、同法 31 条につ いて、受益権の取引を射程としていないこと、同法 31 条 2 項 1 号及び同法 32 条 2 項 1 号 について、信託行為の変更を相対的に容易に行いうる場合があることや特に善管注意義務 の射程との関係で問題が生じる可能性があること、同法 31 条 2 項 2 号及び同法 32 条 2 項 2 号について、取引の相当性についても受託者は疎明すべきこと等、個別の課題を指摘した。 さらに、これらの義務・制限については、主にイギリスの信託(法)からのインプリケー ションとして、受託者の義務の根幹としての忠実義務を重視し、利益相反行為の制限等の 例外について、受託者から委託者・受益者に対する情報提供が重要性を増していることを 説いた。

3、本論文の意義

本論文においては、旧信託法における受託者の善管注意義務、忠実義務等について学説及び判例にあたり、その内容及び趣旨、性質を明らかとした。

加えて、新たに制定された信託法の立法過程における受託者の善管注意義務、忠実義務

及び利益相反行為の制限等について、その内容及び趣旨、性質を明らかとするとともに、 法制審議会信託法部会、国会における審議を余すところ無く検討し、その課題を明らかと した体系的な研究であることに意義がある。

そして、信託法について、受託者の注意義務の任意規定化には、義務の性質から導かれる限界があること、受託者の忠実義務は、立案担当者の解するところとは異なり、強行規定と考えるべきこと、利益相反行為の制限等の例外のあり方について、個別に課題があることを示した。

また、信託法のみならず、信託業法についても信託会社の善管注意義務、忠実義務、信託財産に係る行為準則について、立法過程を詳細に検討し、その内容及び趣旨、制定経緯を明らかとした。

比較法の観点からは、イギリス及びアメリカにおける受託者の注意義務、忠実義務について、整理し、検討を行うとともに、その性質を明らかとした。このうち特に、前者については受託者の注意義務、新たに制定された 2000 年受託者法の制定経緯、受託者免責条項の現状について、体系的整理を行った。また、受託者の忠実義務については、特に判例が示す同義務の例外について、詳細な検討を行い、イギリスにおける信託との比較という観点から、わが国における忠実義務、特に利益相反行為の制限の例外のあり方の課題を明らかとした。

以上